



10分でわかる◎ 産業廃棄物ちよつと講座

Part 1 イントロダクション





はじめに

産業廃棄物の不適正な処理による事件が、後を絶ちません。

原因は、産業廃棄物に関する法令の規定が複雑で、さらに細部に至るまで細かく規定されていて、理解することが困難だからです。

産業廃棄物に関する必要最低限の知識を習得することが、**自己防衛**に繋がります。



2


作成：環境部 廃棄物対策課

昨今、産業廃棄物の不適正な処理による事件が、後を絶ちません。
例えば、建設系廃棄物の不法投棄や鉄鋼スラグなどの製造工程から発生する有害な副産物の不適正利用などなど。
軽度なものまで含めると、保管の状況が悪い、委託契約書の記載事項が不足しているなど、様々です。

当然、産業廃棄物を排出する事業者のモラルの問題や産業廃棄物適正処理の意識が低いといった理由もありますが、根本的な原因として、産業廃棄物に関する法令の規定が複雑で、さらに細部に至るまで細かく規定されていて、理解することが困難だということがあります。


何でもそうですが、法律は守らなくてはならないし、もし違反したとき、逮捕されたとき、「法律を知らなかった」では済まされません。
先述のとおり、特に産業廃棄物に関する規定は細かく複雑で、全てを覚えるというのは、至難の業です。
しかし、大事な部分だけを覚えることはできます。

当講座では、産業廃棄物の適正処理に関する必要最低限の知識を習得することを目的とします。
その知識を活かして法令違反を未然に防ぎ、私たちの手で会社を守りましょう。



産業廃棄物ちょっと講座って？

- 廃棄物処理法(※)の理解を深めるための講座です。
- 全10回の講座をとおして、日常の業務で必要となる知識を習得してもらえます。
- 「ちょっと」というのは、「空いた時間(約10分)に短時間でできる」という意味です。



豊田市 TOYOTA CITY

作成：環境部 廃棄物対策課

イントロダクションということで、この講座について、もう少し説明させていただきます。

前スライドにあったとおり、この講座は廃棄物処理法の理解を深めてもらうための講座です。

全10回の講座をとおして、日常の業務で必要となる最低限の知識を習得してもらいます。

「ちょっと」というのは、空いた時間(約10分)に短時間でできるという意味です。10分程度であれば、業務の空いた時間に実施できるのではないかと思います。

また、各講座ごとに、テーマを設けてあるので、弱い部分、知りたい部分だけを利用することもできますが、全ての講座を実施した方が、より効果的です。



当講座で使用する略語

- ▶ 廃棄物処理法（前スライドの※）
⇒ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律のこと。
- ▶ 産廃（サンパイ）
⇒ 産業廃棄物のこと。
- ▶ 一廃（イッパイ）
⇒ 一般廃棄物のこと。
- ▶ 特管（トツカン）
⇒ 特別管理の略で、「特管産廃」等と使用する。



4

作成：環境部 廃棄物対策課

当講座では、いくつかの略語を使用します。

廃棄物処理法は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のこと

産廃（サンパイ）は「産業廃棄物」のこと

一廃（イッパイ）は「一般廃棄物」のこと

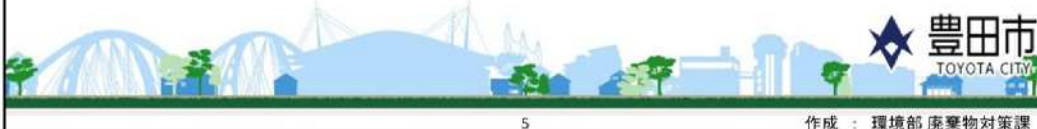
特管（トツカン）は「特別管理」の略で、「特管産廃」等と使用します。

単語が長い物が多いので、略語を使用しますが、産業廃棄物よりサンパイの方が響きが良く、覚えやすいのではないかと思います。



どんな人向けの講座？

- ▶ 産廃に関する法令等を全く知らない。
- ▶ 社内の産廃管理に自信がない。
- ▶ 社内の産廃適正処理の意識向上を図りたい。
- ▶ コンプライアンス研修等で産廃を扱いたい。



5

作成：環境部 廃棄物対策課

また、この講座を受けてもらいたい方は、

- ・産廃に関する法令等を全く知らない
 - ・社内の産廃管理に自信がない
 - ・社内の産廃適正処理の意識向上を図りたい
 - ・コンプライアンス研修等で産廃を扱いたい方
- などなどです。

結局のところは、産廃の事を学びたいすべての方向けの講座です。
ある程度、知識のある方からすると、基本的過ぎる内容かもしれませんが、復習の意味を込めて、受講していただけると、抜けのない廃棄物管理ができるのではないかと思います。



講座メニュー①

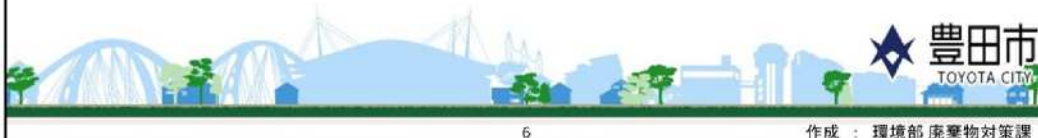
第1回 『イントロダクション』

第2回 『廃棄物とは？』

第3回 『産業廃棄物とは？』

第4回 『許可がある場合、いない場合』

第5回 『排出事業者の責任と罰則』



全10回のテーマです。
今受講しているのが、

第1回 『イントロダクション』 です。

その後は

第2回 『廃棄物とは？』

第3回 『産業廃棄物とは？』

第4回 『許可がある場合、いない場合』

第5回 『排出事業者の責任と罰則』

となり、



講座メニュー②

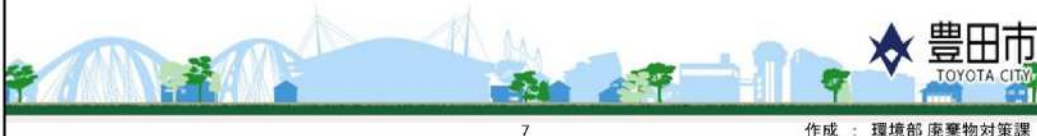
第6回 『マニフェストの正しい運用』

第7回 『不備のない委託契約書』

第8回 『産業廃棄物の正しい保管方法』

第9回 『豊田市条例の規定』

第10回 『建設廃棄物の適正処理』



第6回 『マニフェストの正しい運用』

第7回 『不備のない委託契約書』

第8回 『産業廃棄物の正しい保管方法』

第9回 『豊田市条例の規定』

第10回 『建設廃棄物の適正処理』

となります。

各10分くらいで終わる内容になっているので、一度で全てやろうとすると合計2時間くらいの講座を受ける感じになります。

これからがんばっていきましょう。

がんばると言っても「ちょっと講座」なので、気軽に臨んでいただけるといいと思います。

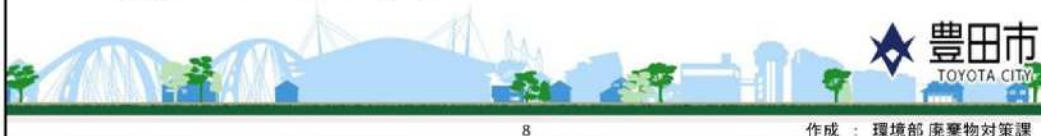


イントロダクションは以上になります。

産廃に関する学習が大事なことはご理解いただけただけでしょうか？

次回は、『廃棄物とは？』です。

第2回目にして、早々に産廃処理の核心部分に触れていきます。



イントロダクションは以上になります。

産廃に関する学習が大事なことはご理解いただけただけでしょうか？
大事なことは法令遵守のための知識と実践です。

次回は、『廃棄物とは？』です。

第2回目にして、早々に産廃処理の核心部分に触れていきます。
廃棄物がわからないと、廃棄物については学べません。

では、また次回。お疲れまでした。